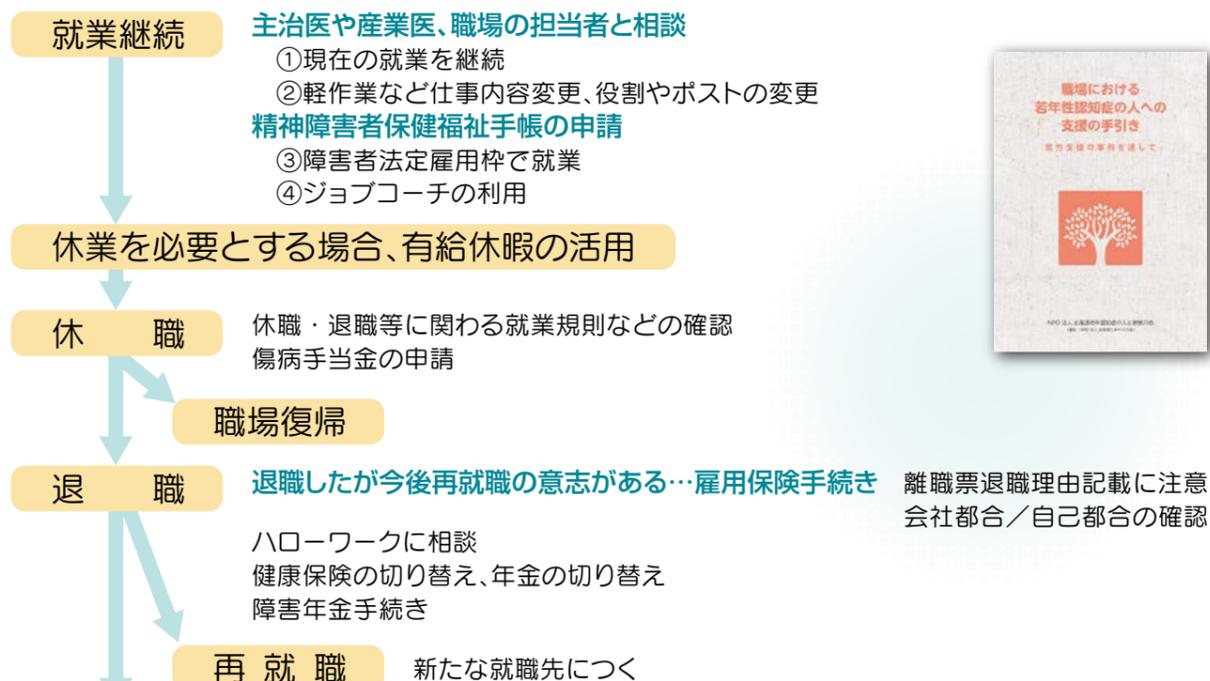


仕事について、どんな支援制度があるの？

若年性認知症は、診断を受けてから今後の就労継続、職場の協力、休業などさまざまな検討を迫られます。以下はおおよその検討のルートです。医師や周囲の支援者、専門の相談機関などに相談しましょう。



離職票退職理由記載に注意
 会社都合/自己都合の確認

通常の就業は困難だが働きたい

- **就労を支援する障害福祉サービス事業所に相談(下記の表参照)**
 精神障害者保健福祉手帳を取得している場合…障害者総合支援法による就労支援
 - 就労移行支援** 一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力向上のための支援を行う。
 - 就労継続支援(A型・B型)** 一般企業等での就労が難しい方に働く場を提供し、知識や能力の向上のために支援を行う(A型は雇用契約に基づく利用が原則)。
 - 就労定着支援** 就労移行支援等を利用し、一般就労をした方を対象に、就労に伴う生活面の課題解決に向け、面談を通じて必要な支援を行う。
- **社会参加**
地域活動支援センター
 障害者の社会的交流の場であり、何らかの作業や活動に自由に参加し過ごすことができます。ここは、障害者手帳がなくても利用可能な所です(医師の意見書が必要)。

就労に関する相談先について

札幌市内にある障がい者の就職相談に対応する事業所

事業所名	所在地	電話番号
就業・生活応援プラザとねっと ※	中央区北1西20 ラントレボ-601	☎011-640-2777
就業・生活相談室からびな ※	北区北17西4 北18条藤井ビル北17条I301号室	☎011-768-7880
就業・生活相談室しんさっぽろ	厚別区厚別中央3の33 システムコート新札幌106号室	☎011-887-7075
就業・生活相談室テラス ※	豊平区豊平8の11 ラフェリア豊平公園1階	☎011-598-9394
札幌障がい者就業・生活支援センターたすく	北区北7西1 丸増ビル301号室	☎011-728-2000

※地域活動支援センター設置施設

傷病手当金

発症後、すぐ職場から退職を勧められることがあります。即決せず、まずは治療に専念のため休業することも大切です。その間に今後の生活も考えていきましょう。

1. 「傷病手当金」は、職場の医療保険(健康保険組合・全国健康保険協会・各種共済組合などの健康保険)に加入している本人(被保険者)が、病気やけがなどで連続する3日間を含み、4日以上会社を休んだ場合で給料の支払いがないときに支給される制度です。国民健康保険にはこの制度はありません。
2. 支給できる期間は休職4日目から最長1年6カ月までです(但し、複数の傷病の場合はそれぞれについて1年6カ月まで支給されます)。
3. 同じ傷病で障害年金や、退職後に年金を受給した場合、「傷病手当金」を上回る場合は支給されません。「傷病手当金」より少ない場合は差額が支給されます。
4. 申請手続きは、「傷病手当金支給申請書」に事業主からは休業、医師からは労務不能の証明をとり、担当の機関に提出します(通常は職場の人事部などで対応してくれます)。
5. 退職しても1年以上職場の医療保険に加入していた人で、傷病手当の支給期間中に退職した人は、退職後も継続して支給されます。

雇用保険

1. 雇用保険の受給要件
 離職し、就職の意志はあるが、職につけず求職活動を行っている状態にある。離職の日以前の2年間に雇用保険の被保険者期間が通算して1年以上ある。
2. 基本手当を受給するには、居住地を管轄するハローワークに求職の申し込みをし、受給資格者であることを確認、決定されなければなりません。その後、原則として4週間に1回、ハローワークに通所して、失業の認定を受ける必要があります。
3. 退職しても傷病手当を受給できる人の場合、雇用保険は受給期間延長の手続きをしたほうが良いでしょう。

退職後の「健康保険の加入」選択について

退職後の「健康保険加入」については

- ①任意継続 ②国民健康保険加入 ③家族の健康保険に加入

3つのパターンが考えられます。制度によって支払う保険料等に違いがあるため、一般的には各制度の保険料等を確認してから加入する制度を選択することが多いようです。

国民健康保険料の支払いが困難な場合

退職を余儀なくされ国民健康保険に切り替えた際、保険料の支払いが困難な場合は、お住まいの区の区役所の窓口にご相談下さい。

わたしの体験

私は、4年前の47歳の時に、うつ病と軽度認知障害の診断を受けました。2年後、退職勧告を受けましたが、在職中に連続して3日間休むと4日目以降の休みについて支給され、退職後でも1年6カ月間、傷病手当金を受給することができることがわかりました。会社の退職理由は会社都合でしたが、雇用保険は基本手当の受給延長手続きをしました。傷病手当の期間が終了してから延長手続きを解除してもらい、失業保険を約11カ月間受給しました。その間、ハローワークにも行きましたが就職先は見つからず、現在は新たな再就職に向けて精神科クリニックのデイケアに通っています。